

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第三条の表福利課の項中「長期給付係、短期給付係」を「保健福祉係、給付・年金係」に改め、同表人権・地域教育課の項中「地域連携係、家庭教育係」を「家庭・社会教育係」に改める。

第四条文化財保存課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

(奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則(昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

(組織)

第二条 考古学研究所の組織は、奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)で定める。

(分掌事務)

第三条 考古学研究所の組織の所掌事務は、奈良県行政組織規則で定める。

第四条 削除

(職員の職等)

第五条 考古学研究所の職員の職及び職務は、職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)で定める。

第五条の二を削る。

第六条中「に学芸課を置く」を「の組織は、奈良県行政組織規則で定める」に改める。

第六条の二中「次のとおりとする」を「職員の職の設置等に関する規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第十七条中「所長」を「考古学研究所の所長（以下「所長」という。）」に改める。
（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

第三条 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教科教育部」を「研究開発部」に改める。

第二条の二を削る。

第三条教育経営部の項に次の四号を加える。

五 幼児教育の推進に関すること。

六 キャリア教育の推進に関すること。

七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。

八 新任校長等の学校経営に関する指導及び助言に関すること。

同条教科教育部の項中「教科教育部」を「研究開発部」に改め、同項に次の二号を加える。

五 理数教育の推進に関すること。

六 教科等における言語活動の推進に関すること。

第三条の二を削る。

第四条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」と改め、同項を第三項とする。

第五条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第五条の三を削る。

第五条の四第一項中「及びアドバイザーチーム」を削り、同条第二項中「アドバイザーチームの」を「第三条教育経営部の項第七号及び第八号に規定する」に改め、同条を第五条の三とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。